

## 1 概要

国の法令（食品衛生法施行令、土壤汚染対策法施行規則）の改正に伴い、金沢市環境保全条例及び同条例施行規則について、所要の改正を行う。

## 2 騒音関連（条例及び規則改正）

### 2.1 規制概要

深夜営業による騒音被害の防止を目的とし、飲食店等の営業に係る音量制限等の規制基準を、規定している。食品衛生法施行令に基づく1号飲食店営業、2号喫茶店営業を対象としている。

### 2.2 食品衛生法施行令の改正内容（令和3年6月1日施行）

営業許可制度の見直し（現行34の許可業種を、新設、統廃合により32業種に整理）

一 飲食店営業		一 飲食店営業
二 喫茶店営業		二 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業（自動洗浄装置等がないものに限る。）
三 以下省略		三 以下省略

### 2.3 改正内容

#### 金沢市環境保全条例及び同施行規則の一部改正

条例：「飲食店営業その他の営業であって規則で定めるもの（以下「飲食店営業等」という。）」→「飲食店営業」

規則：「食品衛生法施行令第35条第2号に規定する喫茶店営業」を削除

施行日：令和3年6月1日

## 3 土壤汚染関連（規則改正）

### 3.1 規制概要

土壤汚染防止を目的とし、有害物質使用者や土地所有者等への指導を行うための数値基準を、土壤汚染対策法施行規則に準じて、市規則別表に規定している。

### 3.2 土壤汚染対策法施行規則の改正内容（令和3年4月1日施行）

カドミウム及びその化合物、トリクロロエチレンの基準強化

特定有害物質		改正前	改正後
カドミウム及びその化合物	溶出量基準	0.01mg/L 以下	0.003mg/L 以下
	含有量基準	150mg/kg 以下	45mg/kg 以下
トリクロロエチレン	溶出量基準	0.03mg/L 以下	0.01mg/L 以下
	含有量基準	—	—

カドミウム及びその化合物・・・用途：合金や、顔料、蓄電池など多岐にわたる。

症状：嘔吐、めまい、腎不全、骨軟化（イタイイタイ病）

トリクロロエチレン・・・・用途：ドライクリーニングや、脱脂洗浄剤など

症状：めまい、頭痛等の中枢神経系症状、発がん性

### 3.3 環境審議会からの意見

①平成15年審議会（基準制定時）

「市の基準は、土壤汚染対策法に基づくものにすること。」

②平成31年審議会（直近基準改正時）

「土壤汚染対策法施行規則と連動させるよう検討すること。」

### 3.4 改正内容

#### 金沢市環境保全条例施行規則の一部改正

土壤に係る基準を、市規則別表を削除し、土壤汚染対策法施行規則別表に改める。

施行日：令和3年4月1日